

## **労働相談事例：退職させてもらえない**

### **○相談内容**

パートとして勤務しています。近々、退職を考えているのですが、上司に退職願を提出したところ、「新しい社員が入るまで退職は認めない」「少なくとも半年は待つように」と言われました。退職日等について、法律上はどのように規定されているのでしょうか。

### **○回答**

期間の定めのない労働者（一般的な正社員等）は、民法627条に基づき、退職の申入れ後2週間経過することで退職することができます。一方、期間の定めのある労働者（契約社員やアルバイト、パート等）は、原則として契約期間途中での退職や解雇はできず、やむを得ない事由（病気、介護、家庭の事情で働けない等）又は労使間の合意が必要となります。

ただし、雇用契約書や就業規則に、退職に関する規定（〇か月前までに届け出ること等）がある場合は、労働者を不当に長く拘束するような内容でなければ、これに従った方がよいとされています。特に円満退職を希望する場合は考慮した方がよいでしょう。

使用者が退職届の受取を拒否する場合は、内容証明郵便で郵送する方法もあります。

なお、法律上明確な区分があるわけではありませんが、一般的に「退職願」は合意解約の申入れ、「退職届」は一方的な解約の意思表示と解されるため、特にこだわりがないのであれば「退職届」を提出することをお勧めします。

まずは改めて使用者と話をさせていただき、それでもトラブルが継続する場合は、再度ご相談ください。